

○総務省告示第四百四十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月七日から施行する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

表注26(2)イ中「田杓が海軍用」を「通信事項が海上作業に関する事項、海上測量業務に関する事項又は航路警戒に関する事項」に改める。